



質問と回答

2009年10月27日

北マリアナ諸島(CNMI)移行期労働者プログラム

背景説明

2008年5月8日、ブッシュ大統領は公法110-229、2008年総合天然資源法（CNRA）に署名しました。この法律のタイトルVIIが修正され公法94-241により、米国と北マリアナ諸島（CNMI）は政治統合を樹立することになりました。タイトルVIIは、歴史上初めて米国出入国管理法の特定条項をCNMIに適用します。その移行期間は2009年11月28日から正式に開始されます。

質問と回答

Q 誰が CNMI 限定の CNMI 移行期労働者資格がありますか

A. USCIS は、CNMI で生活し働く外国人に対して移行期労働者プログラムを設定しました。INA ベースの一時的渡航者資格を持つ外国人にはこの資格は適用されません。短期のビジネスあるいは観光目的の訪問者には CW ビザを受ける資格がなく、その理由はこの移行期規則の対象である外国人労働者に含まれないためです。

Q. CNMI 限定の移行期労働者プログラムの法的根拠は何ですか。

A CNRA によって修正された公法 94-241 第 6(d)項は国土安全保障長官に CNMI の雇用主がこの移行期に、米国の出入国管理法のもとで資格のない労働者について支援するための移行プログラムを作成するよう求めています。

Q. CNMI 限定の移行期労働者プログラムの目的は何ですか。

A この CNMI 限定の労働者プログラムは、移行期間に別の INA ベースの資格が適用されない一時的渡航外国人入国者が CNMI で労働することを可能にします。従って、CNMI 限定労働ビザの目的は、現在ほかの移民ビザや一時的渡航者ビザを受ける資格のない外国人に合法的な入国資格を与えるものです。この移行期間にこの移行期労働者が、CNMI 限定労働資格から、長期の INA ベースのビザ区分による在留資格を得ることが求められ、そうしないときは CNMI から退去となります。

Q. 2009 年 11 月 28 日に CNMI の外国人労働者はどうなりますか。

A 2009 年 11 月 28 日に連邦出入国管理法が CNMI で発効する時点において有効な CNMI 労働許可を持つ外国人労働者は最高 2 年、あるいは CNMI ベースの在留許可が切れる時点のどちらかの短いときまで残留、居住、労働できます。その制限期間満了前に、彼らは CNMI で合法的に働き、居住し、CNMI から米国または外国に旅行するために必要な CNMI 限定の労働資格を得るか、またはほかの合法的資格を得なければなりません。もし彼らがどのような理由であっても CNMI を離れる場合は、再入国するには有効な米国ビザを持たなければなりません。CNMI での労働許可を受けていない外国人労働者は、ほかの米国入国資格が得られないならば、不法滞在になるリスクを負います。

Q このビザの入国コード番号は何ですか。

A この新しい一時的渡航者ビザは、移行期労働者本人に入国コード CW-1、扶養家族に CW-2 が使われます。

Q これは CNMI で生活し、働いている外国人に何を意味しますか。

A 米国入国資格を他に持たない外国人労働者にとって、移行期労働者ビザは極めて重要な選択肢です。これは数千の外国人労働者に移行期資格を与え、それによって本人と家族に適切な長期的入国資格を決める時間が与えられます。

Q 移行期の時間配分はどうなっていますか

A 米国出入国管理法は CNMI に対して完全に施行されますが、移行期間が置かれて CNMI の入国許可制から連邦出入国管理法への秩序ある移行を可能にする臨時的措置が取られます。それによって外国人の一時的滞在労働者に適切な長期の INA ベースのビザ資格を検討する時間を与えます。移行期間は 2009 年 11 月 28 日に始まり、2014 年 12 月 31 日に終わります。労働省長官は、適切な連邦省庁および CNMI 知事と協議し、CNMI 限定の労働プログラムを最高 5 年追加延長できます。現時点では延長について何も決定していません。

Q 新しい CNMI 移行労働ビザあるいは身分の要件は何ですか。

A CNMI 限定の労働プログラムでは、雇用主と労働者の両方に要件があります。

雇用主の要件：雇用主は合法的ビジネスに従事していなければならない、直接または間接的に売春、未成年者の売買あるいは連邦法または CNMI 法に反する活動に従事することはできません。雇用主は必要な申請書を提出し、移行期労働者を雇用するために必要な料金を支払う責任を負います。

労働者の要件：暫定的な最終規則によると、外国人労働者が移行期間に一時的入国資格 CW-1 を得るには、次のような条件が必要とされます。

1. その外国人労働者が居住労働者を補充する必要がある職業分野で働くため CNMI に入国するか、または滞在すること。
2. その外国人労働者が雇用主によって申請されること。
3. その外国人労働者が CNMI に住んでいること。
4. その外国人労働者が CNMI に合法的に滞在していること。
5. その外国人労働者がこれ以外では米国に入国できないこと。

Q 労働者はこのビザあるいは身分を得るために何をする必要がありますか。

A 外国人労働者は、上記の回答に示された条件を満たし、スポンサーになってくれる雇用主を見つけなければなりません。申請の責任は雇用主にあります。雇用主は申請用紙 I-129CW 「CNMI 一時的渡航労働者申請書」を使って移行期労働者の申請を USCIS に行います（この新しい申請用紙は既存の I-129 申請書にならって作られました）

Q 労働者の配偶者や子供が CW-2 資格を得るにはどうしたらいいですか。

A 本人に同行し、または後日入国する CW-2 一時的入国者は、申請用紙 I-539 を使い、その指示に従って一時的滞在の延長申請をします。CW-2 資格延長は CW-1 延長が許可されるまで許可されません。申請料は 300 ドルです。

Q 他人が CW 資格を申請できますか

A ひとたび I-129CW 申請が許可されたら、受益者およびその家族が CW-1 または CW-2 資格を申請できます。CNMI に居住する外国人はこれまでバイオメトリクス情報を連邦政府に提出し

ておらず、必要な安全確認検査（セキュリティチェック）を求められていなかったもので、このバイオメトリクス情報が必要です。バイオメトリクス検査の料金は 80 ドルです。もし申請者が申請書 I-129CW およびバイオメトリクスの料金を支払う能力がないことを証明できるならば料金免除が可能です。

外国にいる外国人は、米国領事館で CW-1 または CW-2 ビザを申し込む必要があります。申請者が海外から申し込む時には、USCIS はバイオメトリクスを必要としませんが、国務省からバイオメトリクスを求められることがあります。

Q どのグループが移行期労働者プログラムを申し込むことができますか。

A 移行期労働者プログラムは次の 2 つの外国人労働者グループに利用可能です。(1) CNMI に合法的に滞在している人、(2)海外に滞在している人。

Q CW 資格を得た人は CNMI から出て旅行することができますか。

A ひとたび資格が得られれば、CW-1 または CW-2 の一時的入国者は CNMI から出て行くことができます。しかし再入国にはしかるべきビザが必要になります。もし CW-1 または CW-2 ビザを CNMI 内で得た場合（外国の領事館ではなく）、この一時的入国者は法的資格を持つものの、これは CNMI への入国や旅行のために有効なビザではありません。もし CW-1 または CW-2 の一時的入国者が CNMI から出て、CNMI へ再入国する場合は、米国国土安全保障省の特別許可がない限り、再入国ビザを米国大使館または領事館から得なければなりません。

Q 再入国ビザはどのように取ったらいいでしょうか

A もし CW-1 または CW-2 ビザを CNMI 内で得た場合（外国の領事館ではなく）、どんな理由であれ CNMI から出て再入国する時には、国務省からビザを得る必要があります。普通、これは、地元の米国大使館または米国領事館で面談予約を取って行われます。例えば CW-1 資格を持つ人がフィリピンの家族を訪問する時は、その人がフィリピンにいる間に CW ビザを得るためマニラの米国大使館に予約をいれる必要があります。文書を持って旅行し、インタビューの時に国務省担当者に見せる必要があります。ビザが発行されるまでに少なくとも数日かかりますので準備してください。各国の米国大使館と領事館は異なった面談予約制をとっています。訪問予定の米国大使館または領事館を知るために、旅行者は以下を参照してください

<http://www.usembassy.gov/>.

ビザ発行の待ち時間は以下に掲示されます。

http://travel.state.gov/visa/temp/wait/tempvisitors_wait.php.

Q CW 資格をもっている人は米国内を旅行することができますか。

A できません。CW ビザは CNMI 内だけで有効であり、グアムを含む米国内の旅行はできません。しかし、CW 資格をもつ人が他の一時的渡航者ビザか移民ビザ、または査証免除プログラムの資格を得ているならば、米国内を旅行できますし、CW 資格はそれを防げません。

Q このビザの申請料はいくらかかりますか。

A 申請書 I-129CW の料金は 320 ドルで I-129 の料金と同じです。さらに、公法 110-229 は、受益者 1 人あたり 1 年 150 ドルの「CNMI 教育基金手数料」を支払うことを義務づけており、これは免除されません。最後に、バイオメトリクス（指紋と写真）と安全検査の料金として 80 ドルかかります。この費用は申請者または雇用主により負担されます。

Q 申請料金は免除可能ですか。

A 通常、雇用ベースの場合、料金の免除はありません。しかし、CNMI の特殊な事情のため、I-129CW の手数料は、雇用主が料金支払能力の欠如を示すことができる特別な場合のみ免除さ

れます。しかし、外国人を雇うスポンサーになり、そのために必要な料金を支払うことができないということは、免除される状況は極めて制限されると考えられます。もし申請者が、支払い能力の欠如を示すことができるならば、80ドルのバイオメトリクス料金は免除されます。

Q 雇用主は同じ申請書で複数の労働者を申請できますか。

A できますが、一部の制限のもとで雇用主は I-129CW を使い複数の受益者の申請をします。もし従業員がすべて同じ職業上のカテゴリーで、同じ期間内に、同じ場所で働く場合は、雇用主はその従業員の名前を列記して同時に申請できます。匿名の受益者はこのプログラムの下では許されません。

Q 雇用主は、いつ従業員の申請を始めることができますか。

A 暫定的な最終規則によると、雇用主はその従業員の就業が必要な日の6ヶ月以上前に申請ができないと規定しています（すなわち、1月1日に従業員の就業が必要ならば、雇用主は7月1日より早く申請をすることができません）。同規則では2009年11月28日以前に申請ができるものの、USCISはCW-1資格をその日より前に与えない、と決めています。

Q このビザを申し込むにはどの申請書が必要ですか。

A 雇用主は申請用紙 I-129CW 「CNMI 一時的渡航労働者申請書」を使って移行期労働者の申請を USCIS に行います（この新しい申請用紙は既存の I-129 申請書にならって作られました）

Q 雇用主はどのように申請書 I-129CW を申請しますか。

A 郵送で USCIS カリフォルニア・サービスセンターへ。申請書の指示に従ってください。

Q 移行期が終わると CW-1 移行期労働者はどうなりますか。

A 移行期間は2014年12月31日に終わります。CW資格は移行期間中存続します。CNMI限定の移行期労働者資格は最初の1年間与えられ、1年毎に移行期間内で更新できます。移行期間が終了すると、移行期労働者プログラムは終了します。この資格をもつ労働者が、CNMIに合法的に滞在したいと望むならば、INAによるほかの一時的入国ビザ、移民ビザに変更しなければなりません。米国労働省は2014年以降もCNMI移行期労働者プログラムを延長する可能性があります。現時点では何も決定されていません。

Q どんな職業区分が許可されるでしょうか。

A この規則によると移行期労働者プログラムは、現在CNMIにおけるほとんどの職業区分を含みます。個人により直接雇用されたお手伝いさんは、CW-1資格がありません。しかし、合法的ビジネスに雇用されたお手伝いさんにはその資格があります。

Q どの CNMI 雇用主が移行期労働者の申請をすることができますか。

A CW-1 一時的入国労働者を申請する雇用主は次のような条件が必要です。合法的ビジネスに従事している、CW-1 労働者により補充される職種についてすべて入手可能な米国労働者を考慮する、CNMI 内の職業、活動、産業の性質と一致するような雇用条件、環境を提示する、差別禁止、労働安全、最低賃金要件を含む雇用に関連するすべての連邦と CNMI 基準に従うこと。「合法的ビジネス」とは、実質的で、活動中であり、商業活動、企業活動などによりサービスや商品を提供し利益を得ているか、非営利法人で政府、慈善、正当な組織であることが求められます。ビジネスは、CNMI においてビジネスをするための対象となる法律要件を満たしている必要があります。直接または間接的に売春、未成年者の売買あるいは連邦法または CNMI 法に反する活動に従事する場合はそのビジネスは合法的とはいえません。

Q お手伝いさんは CW-1 の移行期労働者資格をこのプログラムで得ることができますか。

A はいですが、上で説明されたように CNMI のビジネス企業がスポンサーとなる必要があります。

Q CNMI の雇用主は、移行期労働者の申請で何を示す必要がありますか。

A 申請者が正当な雇用主の定義に合致する証拠を提示する必要があり、次のような内容を証明する必要があります。米国の労働者によってこの職種を満たすことができない、雇用主はこの規則に定義されるビジネスを行っている、雇用主はこの規則に定義される合法的ビジネスに従事している、労働者はその職種の資格を持っている（もしその職種が免許を必要とするならば、その免許を含む）、労働者が CNMI 内に滞在している場合は合法的に滞在している、その職種は一時的または季節的雇用ではなく、申請者は、他の一時的渡航労働者の分類資格に入らないと想定される、そして、その職種は受け入れ可能な職種リストに入っている。

Q 移行期労働者ビザの発行数は何人でしょうか。

A 初年度 CW-1 資格の上限は CNMI 政府の外国人労働者推定人口に基づき 22,417 人です。CNRA は、移行期間の終わりまでに年間数がゼロになることを求めています。従って初年度以降、上限数は減少するものの、その数まだ決定していません。

Q 配偶者と扶養家族はどうですか。彼らは、旅行したり働くことができますか。

A この法律は、CW-1 一時的渡航資格をもつ CW 労働者本人に同行あるいは後日 CNMI に入国するその配偶者および未成年の子供を認めています。この規則は、移民上の INA の「子供」の定義を採用（市民権規則 101(b)を除く）し、この条文が単に「子供」ではなく「未成年の子供」と規定しているため、18 歳以下と定めています。CW-1 の一時的入国資格者の配偶者と子供には労働資格がありません。

Q CW-1 一時的入国資格者は資格を変更・調整することができますか。

A この法律は、CW 区分に入る労働者が別の一時的入国資格に変更すること、または移行期間に合法的な永住資格（グリーンカード）を得ることを可能にします。この規則は、外国人が CNMI に居住しあるいは入国し、CW-1 または CW-2 資格の一時的入国者として存在することを許し、同時に、本人が一時的入国期間の終わりに自発的に退去するつもりである限り、米国の合法的永住者になれる道を示します。CW-1 または CW-2 資格を得る目的のために、外国人は住居を国外に維持することを要求されず、移民と一時的滞在の 2 重意図が許されます。

Q 私は CNMI の外国人労働者です。私は雇用主の承認なく直接 CW 資格を申請していいでしょうか。

A だめです。CW 資格は CNMI 内の雇用主があなたのサービスを求める必要性に基づきます。あなたの雇用主は、申請書 I-129CW を申請してあなたのスポンサーにならなければなりません。その申請が許可された後に、あなたと家族は、許可された申請に基づいて CW 資格を得ることができます。

Q 私が CW 資格を得ると、米国の合法的永住資格者(グリーンカード)になれるのでしょうか？

A いいえ、直接そうなりません。しかし、CW 一時的入国者として、あなたは家族ベースか雇用ベースの移民としてふさわしければ合法的な永住資格を入手するのを禁じられません。

Q CW-1 資格はどのくらい有効ですか。

A 1 年です。CW 一時的入国者で問題を起ささない者については雇用主が延長申請を提出するならば、上限に達していないことを条件に、追加 1 年の延長を得ることもあります。

Q 家族に発行された CW-2 資格はどのくらい有効ですか。

A CW-1 本人と同じ滞在期間で、CW-2 資格の子供の滞在期間が 18 歳の誕生日で終わることを除きます。

Q CW-1 労働者は、CNMI 内で仕事を変えて、CW-1 資格を維持できますか。

A できます。しかし新雇用主は、労働者を雇用する前に労働者の新しい職種の申請を I-129CW 申請書で行う必要があります。CW-1 移行期労働者は、申請した雇用主のために働く権利が与えられるだけです。

Q 私は CNMI 内での資格を得た CW 一時的入国者です。突然の家族の非常時のため国外に出て再入国する必要があります。ビザなしで出ていいでしょうか。

A 通常は、CNMI に再入国する CW 一時的入国者にビザが求められます。しかし、緊急事態では、DHS が出国の事前許可とビザなし再入国許可を与えることが可能であるかもしれません。サイパンの USCIS オフィスに相談してください。

Q CW 一時的入国者として、私はグアム空港経由の航空路線を使って旅行していいでしょうか。

A だめです。CW ビザ資格は CNMI への入国、および滞在の許可が出されます。あなたは他の米国の地域に旅行することができません。訪問を許可した他のビザか文書がない限り単なる通過もできません。

Q 私あるいは私の会社がこの規則に関するコメントを提出することができますか。

A USCIS はこの規則策定に関する国民のコメントを奨励しています。コメントは 2009 年 11 月 27 日までに必着です。コメントには DHS Docket No. USCIS-2008-0038 と書いて、次の方法で提出してください:

- 連邦ポータル Federal eRulemaking Portal: <http://www.regulations.gov>.
- 電子メール: rfs.regs@dhs.gov. DHS Docket No. USCIS-2008-0038 を題名に書いてください
- 手紙: Chief, Regulatory Products Division, U.S. Citizenship and Immigration Services, Department of Homeland Security, 111 Massachusetts Avenue, NW., Suite 3008, Washington, DC 20529-2210. 迅速に対応できるよう DHS Docket No. USCIS-2008-0038 を手紙の中に書いてください。

- USCIS -